

保育所等訪問支援の実施について

1 背景・目的

(仮称)北上野二丁目福祉施設における児童発達支援センターの整備を見据え、第7期台東区障害福祉計画において令和7年度から保育所等訪問支援を実施することとしている。

これらを踏まえ、東京都と協議を行い、保育所等訪問支援実施事業所としての指定を取得することができたため、本事業を実施し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うことで、子供の育ちの充実と安定を図っていく。

2 事業概要

(1) 支援内容

①子供本人に対する支援

訪問先施設における生活の中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うこと。

②訪問先施設の職員に対する支援

子供の発達段階や特性の理解を促すとともに、子供の発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言を行うこと。

③家族に対する支援

保護者に対し、訪問先施設における子供の様子や職員の子供への関わり方、提供した支援の内容を伝えること。

(2) 対象

区内在住の未就学児

(3) 訪問頻度

2週間に1回程度

(4) 利用者負担

費用負担なし

3 今後の予定

令和7年7月 事業開始

【参考】 保育所等訪問支援（新規事業）と巡回訪問（現行事業）の比較

	保育所等訪問支援	巡回訪問
根拠法	児童福祉法	—
支援内容	本人支援、訪問先支援、家族支援	訪問先支援
申請者	保護者からの申請	保育園等からの申請
対象	区内在住の未就学児で保育所等に通所している児童	区内の保育園等に在籍し、園等が対応に苦慮している児童
利用者負担	なし <0～2歳> 令和7年7月～8月 区制度により無償化 令和7年9月～ 都制度により無償化 <3～5歳> 国制度により無償化	なし
個別支援計画の作成	あり	なし

※巡回訪問については、保育所等訪問支援実施後も引き続き実施する。